

熊本市中小企業・小規模企業振興基本条例

平成31年(2019年)4月1日 施行

熊本市では、中小企業の振興に向けた基本理念等を明らかにし、施策を総合的に実施するため、平成24年12月26日に「熊本市中小企業振興基本条例」(施行：平成25年4月1日)を制定し、中小企業の振興に関する基本理念、市の責務、中小企業者等の努力、市民の理解と協力、施策の基本方針等を定めています。

近年、特に小規模企業の経営環境が厳しさを増していることなど社会情勢の変化を踏まえ、この度、本条例を一部改正し、名称を「熊本市中小企業・小規模企業振興基本条例」に改め、小規模企業の持続的発展を図るため、小規模企業振興に関する基本理念の明確化、施策の基本方針などを新たに追加しました。



熊本市

中小企業・小規模企業振興基本条例とは

- この条例は、中小企業・小規模企業の振興の基本となる事項を定め、中小企業者・小規模企業者の健全な発展を促進し、とりわけ、経営資源の確保が特に困難であることが多い小規模企業の持続的発展を図ることを目的として制定されたもので、基本理念、市の責務、中小企業者等の努力、中小企業団体の役割、大企業者の役割、市民の理解と協力、施策の基本方針等を定めています。熊本市ではこの条例を基本に、中小企業・小規模企業の振興を推進していきます。



なぜ、この条例が必要なのか

- 本市の事業者の9割以上を占める中小企業者・小規模企業者は、これまで経済活動及び地域の歴史、伝統、文化等において重要な役割を果たし、まちづくりの担い手として雇用と経済を支え、市民生活の向上をもたらしてきました。
- 近年、経済活動の国際化、少子高齢化や人口減少社会の急速な進展等により、経済的社会的環境が大きく変化する中で経営者の高齢化や後継者不足等、本市の中小企業者・小規模企業者は、極めて厳しい経営環境におかれているものの、これまでも増して大きな役割を果たしていくことが強く期待されています。
- 本市が今後ますます経済を発展させるためには、中小企業者・小規模企業者を社会全体で支援し、中小企業・小規模企業の振興を図ることが不可欠であり、その振興に向けた基本理念等を明らかにし施策を総合的に実施するため、この条例が制定されたものです。



中小企業者・小規模企業者とは

- 中小企業者とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号において、下記のとおり規定されています。

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

中小企業者

- 小規模企業者とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項において、下記のとおり規定されています。

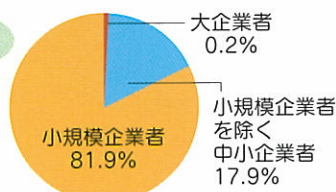
業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	従業員20人以下
商業・サービス業	従業員5人以下

小規模企業者

※「商業」とは、卸売業・小売業を指します。

熊本市における中小企業者および小規模企業者の状況

事業所数
構成比



事業所区分	事業所数	構成比
中小企業者①	18,036	99.8%
うち小規模企業者を除く中小企業者	3,236	17.9%
うち小規模企業者	14,800	81.9%
大企業者②	45	0.2%
合計(①+②)	18,081	

※出典：中小企業庁「都道府県・大都市別企業数、常用雇用者数、従業員数（民営、非一次産業、2016）」

※会社以外の法人及び農林漁業を除く

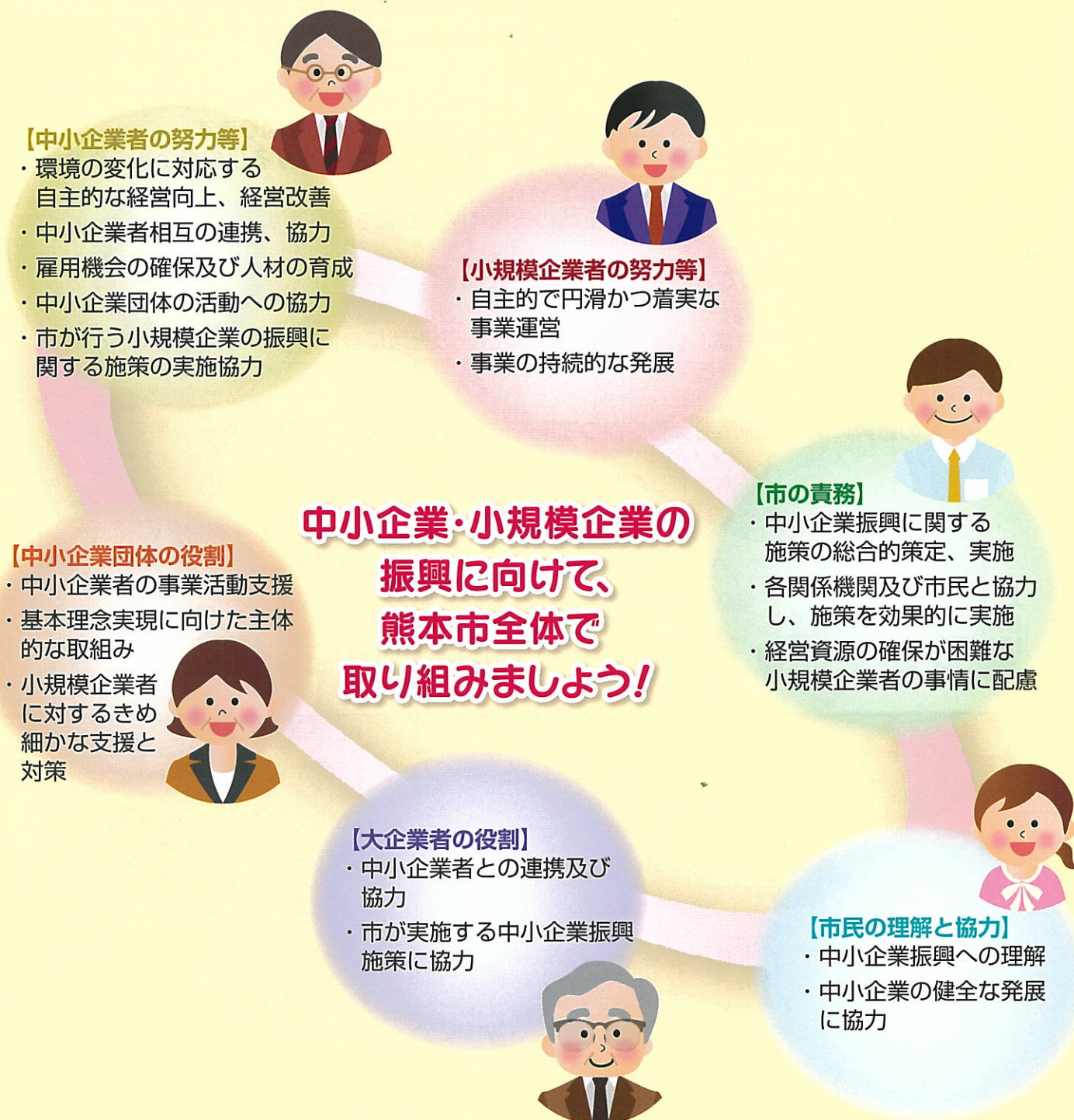
基本理念

条例第3条

- 中小企業者の創意工夫及び自主的な努力を促進します。
- 人材、技術、産業基盤、自然、歴史、伝統、文化等の地域資源の持続的な活用を図ります。
- 小規模企業の振興は、小規模企業者の経営資源に大きな制約があることを踏まえ、その活力が最大限に発揮され、事業の持続的な発展が図られることを旨として行います。

それぞれの役割は？

条例第4条～第8条



施策の推進

条例第9条～第13条

- 本市では、中小企業の振興に向けて、支援体制の充実及び強化を図りながら、以下に掲げる事項を基本として施策を展開していきます。

- 経営の革新や創業を促進します。
- 新製品、新技術等を利用した事業活動を促進します。
- 人材の育成・確保及び資金供給の円滑化による経営基盤強化を促進します。
- 市が行う工事の発注、物品及び役務の調達等の際、中小企業者の受注機会増大に努めます。



- 本市では、小規模企業の振興に向けて、関係者相互の連携及び協力を推進し、その事業の持続的な発展を図ることができるよう、以下に掲げる事項を基本として施策を展開していきます。

- 多様な需要に応じた商品の販売、役務の提供、新たな事業の展開を促進します。
- 経営資源の有効な活用並びに小規模企業に必要な人材の育成・確保を図ります。
- 地域経済の活性化並びに地域住民の生活の向上及び交流の促進に資する小規模企業の事業活動の推進を図ります。
- 小規模企業への適切な支援を実施するための支援体制の整備を図ります。

- これらの施策の展開に際して、必要な予算措置を行うよう努めます。

- 「熊本市中小企業活性化会議」を設け、中小企業振興の施策について審議をいただくとともに、施策の実施状況等を議会に報告することとしています。

- 中小企業の振興に関する施策を計画的かつ効果的に実施するための基本的な計画を策定します。



お問い合わせ

熊本市経済観光局 産業部 経済政策課

T E L : 096-328-2375

E-Mail : keizaiseisaku@city.kumamoto.lg.jp